**市道上で開催する路上イベントについての意見書**

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　道 路 管 理 者

　酒田市長　矢 口 明 子 殿

　　　　　　　　　課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　への意見等について

標記事業について、下記のとおり回答します。

記

事業名

実施期間　令和　　年　　月　　日（　　）～令和　　年　　月　　日（　　）

　　：　　 ～ 　　：

実施場所（路線名）　　－　　－　　　　　市道　　　　　　　　　　線

実施内容

支援理由、意見等

該当事業は、地域の活性化や賑わいの創出（商店街の賑わいづくり、地域の観光事業の発展、社会的文化や教育の促進等）に寄与するものであり、関連法等の条件のもと安全面等に留意して開催していただきたい。

※道路管理者より回答課様へ※　本書は、道路占用許可申請に際し必要な書類になりますのでご協力よろしくお願いいたします。（詳細は裏面参照）

①路上イベントの目的

　路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出などの観点から、

地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むもの（路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会などに参加していない場合であっても、地域住民・団体などが一体となって取り組み、地方公共団体が地域の活性化などの観点から当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

②占用主体

　路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

イ　地方公共団体

ロ　地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など

ハ　地方公共団体が支援する路上イベント（地方公共団体が支援する理由

及び内容並びに、当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を

占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

③占用の場所

　イ　路上の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

　ロ　歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として

　　　十分な歩行空間（交通量が多い場所にあっては3.5ｍ以上、その他の場所

にあっては2.0ｍ以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは、時間を

限って実行する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が

確保される場合については、その限りではない。

④占用物件の構造

　道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観などを

妨げるものでないこと。